

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

大規模現場の安全管理に学ぶ

東京・池袋労基署管内で連絡協議会発足

＜事例＞西武鉄道池袋ビル新築工事

特集Ⅱ

「人手不足労災」に対応する組織づくり 中

ランスタッドEAP総研 川西由美子 山越薫

トピックス

溶断火花が断熱材へ引火が

東京労働局 建設現場火災で対策本部設置

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2314

9

2018

15

■ 災害のあらまし ■

宿泊を伴う出張で滞在しているホテルの食堂で、従業員が食事をとったところ、食中毒（急性胃腸炎）を発症して入院した。

■ 判断 ■

労働基準監督署は、この食中毒は業務遂行性があるとし、業務上と判断した。

■ 解説 ■

労度基準法上の災害補償ないし労災保険法の補償給付は、労働者に生じた負傷・疾病・障害・死亡（以下、傷病または災害という）が「業務上」（「業務遂行性」＋「業務起因性」）が認められたときに給付される。その認定をめぐるのは、多数の裁判例・裁決例が存在しており、行政解釈は多岐にわたり複雑なものとなっている。

出張については、海外、国内、宿泊の有無を問わず、一般には、事業主からの命令を受け、特定の用務を果たすために通常勤務している場所を離れてから戻るまでの一連の過程全般について、事業主の支配下にあると解されている。通常は、業務に従事している際の災害については、「業務起因性」についての反証がない限り、一般に業務上の災害と認められている。従って、今回のケースのような出張の期間中は、入浴や食事など私的な行為を伴うものの、積極的な私用・私的な行為また恣意行為などを除き、出張に通常伴う行為として業務遂行性が認められるといえる。

しかし、事業主から宿泊するホテルなどを指定されているにもかかわらず、他の場所に宿泊した場合、業務遂行性に疑問が出てくる。この場合、翌日に出張の合理的な経路・方法に復したときは、業務遂行性が

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 大阪会
ビジネス・パートナー・オフィス・KUMANO

所長 桑野 里美

第 275 回

回復すると考えられている。

業務遂行性が認められれば、「業務起因性の反証」がない限り一般的には業務上が認められると記載したが、その反証の例として、業務逸脱行為・恣意的行為・私的行為などがある。事業場外の任意的な従業員親睦活動などがそれにあたる。労働時間中であれば移動歩行や飲水、排便などの生理的行為などは業務逸脱行為とはならず、それらの行為による災害は、業務起因性があるものとされている。休憩中の災害については、休憩時間中のスポーツ活動による負傷は、業務外とされる。

では、今回のケースのように出張中のホテルでの食中毒ではなく、外部委託している社内における食堂での休憩時間における飲食による食中毒だとしたら、労災と認められるだろうか。

いわゆる社員食堂での飲食による食中毒は、「その他業務に起因することの明らかな疾病」に該当することを前提としているものと解されている。業務上外の判断は、そのり患が「事業場施設の不備・欠陥によるもの」に該当するか否かが問題とされ、これが肯定されれば労災補償の対象となるということになる。

例えば、「社員食堂」の名前は通称で、実際には別の正式店名をもって、たまたま同じ社屋内にあるだけで、外部の人にも開放し、通常のレストランと同じ形態になっており、経営主体も外部の外食産業が行い、社員割引や、食事券が利用できるだけといった状態であれば、会社としての福利厚生施設でなく、上記「事業場施設」とは言えないだろう。

しかし、たまたま外の人にも食堂利用を開放し、経営委託で実際の業務は外食産業が受託していても、対外的な社員食堂の運



営主体が使用者企業にある場合、社員食堂は福利厚生施設としての「事業場施設」に当たることになる。

食中毒は、季節に関わりの深いものとしては、夏は細菌性（O-157 やカンピロバクター、サルモネラなど）の食中毒、冬はウイルス性の食中毒が増える傾向がある。厳密には食中毒のような急性胃腸炎などを伴う「疾病」は、労働基準法施行規則 35 条別表第 1 の 2 のいずれかに該当することが求められる。福祉施設や飲食店、食品製造・加工業などで集団感染の事例が相次ぎ、時に死者を出すような事件も発生している。企業としては、ひとたび重大な集団感染を起こしてしまうと、致命的なダメージとなりかねないことから、厳重な予防策が求められている。安全衛生面でのリスクにはきっちりと対応しておかなければならないだろう。

なお、社員食堂での食中毒に対しても、「労働者が事業場内又はその附属建設物内で急性中毒により死亡し又は休業したとき」に該当すれば、労働者死傷病報告の提出義務が発生することになることにも注意が必要だ（安衛則 97 条 1 項）。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp